

ジャパン・スポットライト 2025 年 7/8 月号掲載 (2025 年 7 月 24 日発行) (通巻 262 号)

英文掲載号 <https://www.jef.or.jp/jspotlight/backnumber/detail/262/>

ラウンドテーブル 2025 年 5 月 30 日 (金) オンライン開催

渡邊真理子	学習院大学 経済学部 教授
森田清隆	日本経済団体連合会 国際経済本部長
浦田秀次郎	早稲田大学 名誉教授
豊田正和	国際経済交流財団 会長 [モデレーター]

コラム名: Cover Story 1

(日本語版)



渡邊真理子



森田清隆



浦田秀次郎



豊田正和 (敬称略)

サプライチェーンの強靱化は可能なのか？

【議論の概要】

中国の過剰生産や経済的威圧について:

中国の大規模産業政策は、市場を歪める過剰生産を引き起こし、輸出の急増によって小規模経済に打撃を与えている。専門家たちは、これは世界貿易機関(WTO)の原則に違反し得ると主張し、規模に基づく力を規制し、経済的威圧を防止する国際ルールを求めています。貿易協定による規模の経済に係る国際ルールの共有と、志を同じくする国々の協力強化が重視されています。経済連携協定(EPA)および自由貿易協定(FTA)は、特にグローバル・サウスとの供給の協力を通じて、多様化を実現しつつ、経済安全保障を確固としつつ、高い水準を維持すべきである。日本の中国への水産物輸出をめぐる紛争など、威圧的な手段への対応には、ルールに基づく枠組みと、同盟国や貿易相手国間の協調的な行動が必要である。

トランプ政権の関税引き上げ攻勢について:

ドナルド・トランプ米大統領の関税措置は WTO ルールに違反しており、世界の産業を脅かしている。専門家は、米国は多国間暫定上訴仲裁協定(MPIA)に加盟していないものの、WTO への上訴の選択肢を残しつつ、二国間交渉を進めるという二面的な対応を推奨している。アジア太平洋経済協力

(APEC)フォーラム、主要 7 カ国(G7)、主要 20 カ国(G20)などの多国間プラットフォームは、拘束力はないものの、これらを活用しつつ世界的な懸念を共有すべきである。経済学者たちは、米国の政治の変化は、トランプ大統領が掲げる政策だけでなく、グローバル化に対する幅広い不満を反映していると強調している。解決策は、孤立主義や関税ではなく、学者と政策立案者との協力とルール改革によって、国内の不平等と国際市場の機能不全の両方に建設的に対処することにある。

日本はルール志向の自由貿易の旗手となれるか：

米国のリーダーシップが衰えつつある中、日本は自由でルールに基づく貿易の推進において主導的な役割を果たすよう期待されている。包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)、地域包括的経済連携(RCEP)、MPIA などの枠組みを活用すると共に、日本は、メルコスール、湾岸諸国等に加えて、欧州連合(EU)との高水準の FTA を拡大することができる。専門家たちは、デジタル、投資、環境に関する基準の遵守を確保しつつ、インドネシアや韓国などの CPTPP 加盟を支援することの重要性を強調している。WTO のメカニズムが機能しない場合、新たな国際ルールを確立するためには政治的イニシアチブが必要である。日本が世界貿易の規範形成に貢献するためには、EU やオーストラリアなどの中堅国との協力が不可欠である。

物理的リスクとサイバーリスク：

サイバー脅威は、国家安全保障とサプライチェーンに対するリスクを高めている。専門家たちは、より強力な法的枠組み、高度な暗号化技術、そして中国との関与を含む国際的なルール作りが必要であると強調している。インフラに対するサイバー攻撃、データ盗難、選挙干渉は、その緊急性を示している。対応策としては、官民の連携の深化、国際協力、サイバーセキュリティ教育などが挙げられる。価値観は国によって異なるかもしれないが、最低限のデジタル規範を確立することは極めて重要だ。威圧や無秩序なデータアクセスから身を守るには、安定した安全なデジタル経済を確保するための技術的な自己防衛と多国間ルールが両方必要である。

はじめにーサプライチェーンを取り巻くリスク

豊田：日本におけるモノづくりにとって重要なサプライチェーンが、さまざまなリスクによって大きく揺れている状況です。2010 年に起きた日中の領土問題が引き起こした、レアアースの対日輸出規制から始まった地政学リスク、2020 年に数年続いた新型感染症がもたらした、重要医療品や半導体の供給制約が代表する物理的なリスク。そして 2022 年における某自動車会社へのランサムウェア攻撃によって、日本国内における全ての工場ラインを終日停止せざるを得なくなったサイバーリスクなどが代表例です。

地政学リスクについては、2022 年に始まったロシアーウクライナ戦争、2023 年に勃発したイスラエルーガザ紛争などがいまだ続いています。そして、現在、世界中を混乱に陥れているのが、2025 年 1 月に発足したトランプ政権による高関税政策と、これに対する一部の国による報復関税です。ロシアーウクライナ戦争は、ロシアによるウクライナへの侵略が発端ですが、明らかに国連憲章違反であり、トランプ政権による高関税政策は WTO 違反です。しかし、国連も WTO も、これを止めることができていません。

物理的リスクやサイバーリスクに加えて昨今激しさを増している地政学リスクは、米国によって導かれ

た戦後のパックス・アメリカナの明らかな終焉を示しているように思われます。嘆いている暇はありません。サプライチェーンの強靱化に向けて、日本の発展のためにも、世界経済の発展のためにも知恵を絞っていく必要があります。

本日は、地政学リスクを中心にご議論をいただくべく、3 人の専門家にお集まりいただきました。まずは中国事情と WTO についてお詳しい学習院大学の渡邊真理子教授です。お二人目は、日本経済団体連合会で国際経済本部長をされている森田清隆さん。そして最後に、私どものサプライチェーン強靱化研究会において座長を務めてくださった浦田秀次郎早稲田大学名誉教授です。

今日は主に四つの論点についてご議論いただきたいと思います。

1 番目は、米中対立が激化していますけれども、日本との間でも中国の過剰生産や中国による経済的威圧などが、時に日中関係に冷や水を浴びせています。サプライチェーンの強靱化の視点からどう対応すべきなのでしょう。

2 番目は、米国トランプ政権の関税引き上げ攻勢が、米中関係のみならず、日本を含めた同盟国との関係も混乱させています。どう対応すべきでしょうか。

3 番目は、戦後の国際秩序の安定化に貢献してきた米国は、もはや残念ながら存在しないようです。ルール志向で自由貿易を主張している日本国は、自由貿易の旗手となり得るのでしょうか。

4 番目は、サプライチェーンの強靱化という視点から見て、地政学リスクに加えて、物理的リスク、サイバーリスクがあります。この二つのリスクの中から忘れてはならないリスクを一つだけ先生方に選んでいただき、対応策についてもお話いただければありがたいと思います。

中国の過剰生産や経済的威圧について

豊田:まず、中国の過剰生産や経済的威圧などについてです。中国の産業政策がもたらす過剰生産問題について、渡邊先生から伺いたいと思います。今後、米中対立の結果、中国の対米輸出が減少する場合、日本を含めたアジアの国々が、中国の過剰生産が生み出す安価な製品の洪水によって、これまで以上に苦しむ可能性があります。

渡邊先生は以前から、中国の産業政策において、規模の規律付けが必要であり、国際合意が必要とされています。なぜこれが必要なのか、敷衍してご説明いただけますか。

渡邊:まず、規模が大きいことをうまく利用して効率性を高めること自体は、非常に優れた経済的な努力です。これを中国が一生懸命にやってきたことは、否定すべきことかという、難しいところがあります。

ただ、1 点目として、人口や領土の大きい国だけが達成可能なタイプの規模の経済があったときに、それを占有してしまう。さらに価格競争力を用いて、国外に輸出攻勢をしてしまうと、小さな国にとってはあまりに負担が大きく、不公平だと言えます。

特に、国内の競争の結果、国内で赤字状態になっているような過剰生産が起きているからといって国外に輸出すること自体、市場経済、市場メカニズムがやや壊れている、市場の失敗とでも言えるような状況につながっていきますので、これに関してはルールの世界で規律付けが必要だと思います。

この場合、原因として補助金かどうかということを探るまでもなく、一定の生産規模におけるシェアが大きいということだけで力があるということから、それに応じた規律付けが必要だと思います。

国内経済において、競争法は、赤字生産でライバルを駆逐するようなことを違法行為だと認めています。これはいろいろな国が共有している競争法の思想だと思いますけれども、そうしたことも国際的なル

ールの中にそろそろ入れ込む必要があるのではないかと思います。

2 点目は、その規模の力を政治的な力として乱用すること自体、WTO の設立の趣旨と構造に違反していますので、きちんと規律付けることが必要だと思います。どのような規律付けが必要かというところに関しては、今のところ特効薬があるわけではないのですが、一つ一つ潰していくしかないと思います。

まず、赤字輸出があるということであれば、それ自体を禁じること。今の WTO のルールでは補助金が絡まっていないとうまく規律付けできないようになっていますが、国内での過剰生産が見られて、それが外に出されるというときには、一定のルールがあるような状態が必要だと思います。

さらに、規模を政治力に転換させる経済的威圧は、この行為自身を規律付けるべきだと感じています。

こうした規律付けができた上で、さらに自由貿易協定等を通じて、規模の利益を共有する仕組みを促すことが必要になると思います。日米の半導体摩擦の後に導入された WTO の情報技術協定では、IT 製品に関しては、加盟している国は無税にするというルールをつくりました。これゆえに、IT 製品はグローバルバリューチェーンをしっかりと構築して、この分野の規模の利益をグローバルに共有して、大きな国から小さな国まで IT 産業で国を富ませることに成功しています。

こうした多国間での規模の経済の利益の共有が進んでいる分野では、経済摩擦が起きていません。もちろん、技術的な制約や特性の理由もありますけれども、方向性としてはこうした方向を目指すべきだと考えています。

豊田:次に森田さんに伺いたいと思います。森田さんは EPA/FTA の締結条件に自由や民主主義などの価値観を含むべきではないと言っておられる一方で、経済的威圧への対応など、特定の目的を遂行する上では価値観を共有する同志国の連携が有効な面があると言っておられます。この点についてももう少し敷衍をお願いします。経済的威圧については、EPA/FTA で特別条項を結ぶべきということでしょうか。

森田:まず、EPA/FTA の締結を考える場合、価値観を超えた連携が重要です。日本は 2023 年の G7 議長国として、G7 広島サミットにおいて、透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性を強靱なグローバルサプライチェーン構築に不可欠な原則として提示しています。このうち特に信頼性は、自由、民主主義といった価値観の共有ではなく、お互いにどれだけルールを遵守できるかで醸成されると思っています。

企業がグローバル化し、サプライチェーンが世界中に張り巡らされている状況に鑑みると、異なった価値観を乗り越えてルールに基づく自由な貿易投資を推進することが重要であると思います。確かに価値観は大事ですが、価値観を共有する国同士で重要物資を囲い込んでいることは、決してエネルギー・資源・食料安全保障にはつながらないと思います。このように不安定な国際関係の中、いわゆる同志国、同盟国に極度に依存する危険性を認識し、自由な貿易投資を通じて供給源の多角化を図っていくことが、経済安全保障に直結すると考えます。

豊田会長がおっしゃったように、貿易投資を多角化する上で重要なのが EPA/FTA だと思います。もちろん価値観を超えてルールに基づく貿易投資を実現する上で、WTO は引き続き重要です。様々な価値観をもつ 166 の国と地域が加盟している WTO の重要性は認識すべきです。ただ、残念ながら WTO は現在、必ずしも機能していませんし、166 カ国でコンセンサスを得るのは難しいのが現状です。そのような中で EPA/FTA を有効活用していくことが、最も現実的な方法であると思います。このような中、自由な貿易投資と経済安全保障を一体的に実現する観点から EPA/FTA を特にグローバルサウスとの間で実現することが重要であると思います。

しかし、EPA/FTA の相手国をやみくもに増やせばいいのかというと、必ずしもそうではありません。協定を締結したものの、レベルの高いものができなかったということでは、その他の EPA 交渉にも影響を与えますし、自由貿易に対するモチベーションそのものが下がってしまう可能性もあります。EPA/FTA を締結する以上、ハイレベルなものを目指すことが重要です。例えば現在、CPTPP 加入国拡大の議論が行われています。実際、インドネシアなどが加入申請しています。インドネシアの場合、資源国でもあり、日本との貿易額も大きいので、同国を CPTPP に加えることは歓迎すべきです。ただし、その際には、CPTPP の本来のレベルを維持することが求められます。当然、「実質的に全ての貿易」を自由化してもらう必要があるし、投資の分野でも外資制限の撤廃、ローカルコンテンツ要求の禁止といったことは守っていただかないといけません。エネルギーや天然資源に関する輸出制限も撤廃が求められると考えます。

次に、経済的威圧について申し上げます。経済的威圧の定義は明確ではありませんが、地政学的に対立する国が自国に対して貿易投資を制限するなどの行為を行った場合、自由貿易はもとより、国家安全保障に対する脅威となります。そのような行為に対して連携して対応することが必要であり、この点については、価値観を共有する国との連携がある程度重要ではないかと思います。もちろん、価値観を共有しない国と連携できないわけではありませんが、コアとしては価値観を共有する国と組むべきだと思います。

この点についても、2023 年の G7 広島サミットで議論され、「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」を立ち上げることで、そして、G7 以外のパートナーとも協力を促進していくことが合意されています。今後これを具体化していくことが重要だと考えています。

現在、CPTPP の一般見直しに関する議論が始まっています。その中で、経済的威圧への対応についても議論を深めることになっています。経済的威圧への対応に際し、CPTPP の活用も念頭に置く必要があると考えます。

CPTPP の加入国の一つが特定の国から威圧を受け、例えば物資の供給を止められてしまった、あるいは逆に、特定の国から物資を買ってもらえなくなってしまった場合、CPTPP 加入国が連携してその国に対して物資を融通する、逆に、買ってもらえなくなってしまった場合は、CPTPP 加入国が率先してその国から物資を購入することが、一案かと思います。

さらに、これは必ずしも EPA/FTA とは関係ないかもしれませんが、経済的威圧を受けないようにするためには何が必要かについても考えるべきです。例えば、価値観を共有する国の間で連携し、潜在的に経済的威圧をかけてくる可能性のある国に対して常に技術的優位性を確保すれば、未然に威圧行為を防止し得るのではないのでしょうか。

豊田: 浦田先生に伺います。福島原発の処理水に関し、中国は 2024 年 9 月に日本の水産物輸入禁止措置に関して、自国の食品に関する安全基準に合致した日本の水産物の輸入再開に合意したものの、いまだに、水産物の日本からの輸入を認めていません。中国以外の国々は、皆差別していません。WTO 違反の恐れが強いという方が多いのですが、日本は何故、WTO に訴えないのでしょうか。中国は、MPIA に入っていますし、パネルで勝利したら、上級委員会がなくも、MPIA での判断をまったらよいのではないのでしょうか。

浦田 私も豊田会長のご意見と同様に、福島原発の処理水をめぐる問題において、中国が日本からの水産物の輸入を全面的に禁止している措置は、他国が輸入を認めている状況を踏まえると、WTO 違

反の可能性が高いと考えます。

中国は、福島第一原発の「処理水」の海洋放出を受けて、2023 年 8 月に日本産水産物の全面輸入禁止を発表しました。これは、日本政府が国際原子力機関(IAEA)の基準に従い、トリチウム濃度などを厳格に管理した上で放出を行っているにもかかわらず、中国側が「安全性に懸念がある」として取った措置です。

一方で、アメリカ、EU、オーストラリア、韓国など多くの国は、IAEA の評価に基づき、日本の処理水の放出計画を「科学的に妥当」と判断し、輸入規制を緩和または撤廃しています。その中で、中国だけが全面禁輸を継続している状況は、豊田会長のご指摘とおり、WTO 協定に反する可能性が高いと言えるでしょう。

したがって、私は日本政府がこの問題を WTO の紛争解決メカニズムに基づき、中国を提訴すべきだと考えます。確かに、WTO の上級委員会(最終審)については現在その機能が停止しているため、判断が下されない可能性もありますが、日本も中国も、上級委員会の代替制度である「多国間暫定上訴仲裁取決め(MPIA)」に参加しているため、そこに判断を委ねることは可能です。

実際、これまでの経験から見ても、中国は WTO での裁定を比較的よく尊重してきた印象があります。

もともと、日本政府が中国を提訴していない背景には、対中関係への外交的配慮があるのだと思います。WTO への提訴は、中国に対する明確な対抗措置と見なされるため、それにより経済や安全保障など他の分野に悪影響が及ぶリスクを懸念しているのでしょう。そのため、日本政府はまず対話による解決を目指しているのではないかと考えられます。

また、今回の処理水とは別の話ですが、2011 年の福島第一原発事故の後に韓国が日本産水産物に課した輸入規制に対して、日本が WTO に提訴して敗訴した経緯も、今回日本が慎重になっている要因の一つかもしれません。

このときは、WTO の一審(パネル)では日本が勝訴しましたが、上級委員会では韓国が勝訴しました。これは、規制の正当性について、「科学的な安全性」だけでなく、「消費者の懸念」や「国民感情」も考慮され、一定程度認められたためです。日本政府は、この判例を意識している可能性もあると思います。

トランプ政権の関税引き上げ攻勢について

豊田: それでは二つ目のお話に進みます。トランプ政権の関税引き上げ攻勢についてです。

森田さんから伺いたいと思います。トランプ政権の関税引き上げによって産業界は混乱しています。日米は優先的に交渉を進めているようですが、日本が例外的に扱われることがあるのでしょうか。そもそも WTO 違反の可能性が大きいのですから、交渉しても関税撤廃にならないようなら、WTO に訴えたとともに、空上訴とならないように G7 や G20 などと連携して米国と交渉すべきではないでしょうか。産業界は現状をどう捉えているのでしょうか。

森田: トランプ関税は現在、一律 10%ですが、7 月 9 日に 90 日間の猶予期間が終わって予定どおり 24%の相互関税が実際に日本に課されることになると、経済界に大きな影響が及ぶと懸念しています。豊田会長のご指摘のとおり、この米国の措置は WTO 違反です。関税は全ての WTO 加盟国に対して一律に課さなければいけないというのが MFN(最恵国待遇)です。ですから、本来は相互関税という概念は WTO の下ではあり得ない話です。同種の産品にもかかわらず、日本に対しては 24%、シンガポールに対しては 10%、中国に対しては 145%、ということは WTO の下ではあり得ません。さすがに中国

に対して 145%はなくなりましたが。

率直に申し上げると、WTO に訴えることも一つの選択肢だと思います。まずは日本の国益が重要ですし、現在、赤澤大臣が大変な努力をされているので、まずは二国間交渉を通じて「相互関税はおかしいですね」と米国を説得していくべきですが、選択肢として WTO に訴えることも排除すべきではないと考えます。先ほども申し上げたとおり、WTO の多国間枠組は重要です。多国間枠組を活用して訴えていくことも必要かと思います。残念ながらアメリカは MPIA に加入していないので空上訴の可能性があります。それでも WTO に訴えて、世界に対してアメリカの措置は WTO 違反だと主張していくことが重要ですし、その際には、豊田会長がおっしゃったように G7 や G20 と連携していくことが極めて重要だと考えます。

豊田: 浦田先生からは、APEC の役割も強調されているのでそのお話も伺おうと思います。APEC は、有効な解決の場となりうるのでしょうか。OECD や、G7、G20 は如何でしょうか。

浦田: APEC は、加盟エコノミーの合意に基づいて自発的に経済協力や貿易自由化を進めるフォーラムであり、法的拘束力のある規律や紛争解決手段は持っていません。そのため、トランプ政権のような一方的な関税措置に対して「法的に対抗する場」として機能するものではありません。

実際、第一期トランプ政権下の 2018 年にパプアニューギニアで開催された APEC 首脳会議では、自由貿易をめぐる米中の対立が激化し、APEC 史上初めて「首脳宣言が採択されない」という異例の事態となりました。

その代わりに、開催エコノミーであるパプアニューギニアのピーター・オニール首相が「議長声明 (Chair's Statement)」を発表しました。この議長声明では、保護主義や一方的な貿易措置への懸念が明記され、自由で開かれた貿易体制の重要性が強調されています。

議長声明は法的拘束力を持ちませんが、APEC 加盟エコノミーの大多数の意見を反映したものであり、特定のエコノミーによる一方的な貿易措置に対する懸念が明確に表明されています。その意味で、加盟エコノミー間の協議の成果として一定の重みを持っています。

OECD、G7、G20 といった他の枠組みにおいても、当事国であるアメリカ自身が参加しているため、組織全体としてアメリカの一方的措置を非難する声明や対抗措置を取ることは難しいと思われます。しかしながら、APEC、OECD、G7、G20 などの国際的枠組みにおいて米国以外の多くの国々の意見としてその懸念を記録に残すことは、国際的な意思表示として非常に重要だと考えます。

豊田: では、渡邊先生に伺います。経済学者でもあられ、WTO の専門家でもあられるわけですが、どのように現状を考えておられるのでしょうか。そもそも米国にとってもスタグフレーションをもたらし、MAGA にもならないとの見方もあります。渡邊先生はどのようにお考えになるのでしょうか。

渡邊: 政治経済学的に考えたときに、今の状況はアメリカ社会から見ると一定の合理性があるアクションだと考えておいたほうが良いと思っています。

具体的にどういうことかという、トランプが言っているアメリカの中間層と彼らの再興、それからその利益の確保、そのために国内での格差是正と機会の平等が必要であるということ自体は、アメリカ社会全体の選択だということです。これは、トランプの個人的な趣味ではないということです。

今はトランプ大統領の個人的なパフォーマンスがメディアに載って、彼の言葉が非常に強く出てきま

すけれども、その後ろにはポストランプを見据えた中間層の再興、コミュニティーの再構築といったことを主張する人たちが政治勢力として結集していて、特にバンス副大統領やルビオ長官を支えているように見えます。

また、ラストベルトなどで仕事を失った人たちが結局どうなっているかということを考えると、かなりの比率でアメリカ軍に入って、アメリカ軍を支えている層になっているわけです。

ですから、彼らが今「グローバリゼーションには疲れた」と言っていることは、やはり重く受け止めて、トランプ大統領のパフォーマンスはあまりに非合理に見えるところが多いのですが、大きな政治的な流れとしては、グローバル化への疲れを 1 回棚卸しと再構築をしようという声には、正面から向き合うべきではないかと私は考えています。

従いまして、先ほどのレターの件は、政治的な分断の中で、アメリカのアカデミズムとトランプ大統領とはイデオロジカルに対立してしまっているのです、そうした学者による政治的アクションよりも、学者によるアイデアの創出、どのようにルールを変えていくことでアメリカの問題点の解決を提示するか。そういった学者の本来の仕事をしっかりと、特にヨーロッパと日本のアカデミズムおよび政策研究者が手を取り合って、アメリカにこうした形で少し直していこうと提案するのが本筋ではないかと考えています。

豊田: 関連で追加して伺います。渡邊先生がおっしゃっていること、言ってみれば自由貿易のルーザーを救わなければいけないということは分かりますけれども、それは米国の政府がやることではないかという気がします。例えば日本の農業でも同じような問題があるわけで、日本の政府として補助金を出すとか、いろいろなことがあり得ると思いますけれども、その点はやはり国際的にやるべきであるとお考えですか。

渡邊: まさにここに規模の問題が効いてきています。中国が産業政策をして、もしくは本当は実はアジア諸国もそうですけれども、自分の国の産業を育てた結果、そのメリットを途上国および中国が受けています。どうしても今のルールでは、先進国の同業他社が廃業に追い込まれることに関して、しっかりとしたルールによるフィルターがかかっていません。

アメリカがやるべき問題として自国内の格差の是正の問題も絡んでいますが、そこに明らかな「国際的な市場の失敗」も存在しているも事実です。市場の失敗は、関税ではなく、価格ではなく、ルールで直すというのが、経済学の知恵ですから、そちらに向かってルールをつくっていくべきだと考えています。

豊田: 少なくとも何もしないのではなく、関税を掛けるのでもなく、むしろルールで処理すべきだというご主張ですね。よく分かりました。

日本はルール志向の自由貿易の旗手となれるか

豊田: 三つ目の質問に行きたいと思います。日本はルール志向の自由貿易の旗手となれるのでしょうか。どうも中国が旗手だと言っているようですけれども、まず、浦田先生のお立場からお考えを述べていただこうと思います。もはや、米国が、国際秩序維持の旗手の時代は終わった、日本が旗手となるべきという声が少なくないのですが、如何お考えですか。CPTPP をベースに、参加国を増やし、早々に EU の参加を求めるか、連携協定を締結することによりルールベースの大きな世界を作り上げるというのが、先生に座長をやって頂いた国際システムの研究会での結論でもありましたが、如何でしょうか。

浦田:1930年代の大恐慌への対応として、各国は自国経済を守るために関税を引き上げ、植民地を優遇するような差別的な貿易政策を採用しました。これにより世界貿易は縮小し、世界経済全体も大きく落ち込み、最終的には第二次世界大戦の引き金の一つとなったといわれています。こうした反省から、1947年に「関税及び貿易に関する一般協定(GATT)」が締結され、自由で無差別な貿易を基本理念とする国際貿易体制が構築されました。

GATTは1995年に世界貿易機関(WTO)へと引き継がれるまで、国際貿易制度の中心的役割を担ってきました。GATTの下で行われた多国間貿易交渉は、各国の関税を大幅に引き下げ、世界貿易の拡大と世界経済の高成長に大きく貢献しました。もちろん、日本もその恩恵を大きく受けた国の一つです。世界の貿易および経済の成長にはルールに基づく自由で開かれた安定的な世界貿易体制が重要な役割を果たすことは明らかです。

WTOの設立により、貿易制度の基盤は一層強化され、対象分野も財の貿易だけでなく、サービス貿易や知的財産権などへと広がりました。また、紛争処理制度も改善されました。しかし、WTOが期待された成果－貿易ルールの整備、自由化の推進、紛争処理の機能強化－を十分に果たしているとは言えません。

例えば、WTOにおける初の多国間貿易交渉であるドーハ・ラウンドは、加盟国間の意見の対立により交渉が停滞し、2001年に開始されたものの目立った進展は見られませんでした。さらに、紛争処理機能についても、上級委員会(Appellate Body)が委員不足で事実上機能停止に陥っており、深刻な問題となっています。

加えて、第2次トランプ政権下では、相互関税の導入などWTOの基本原則である「自由」や「無差別」に反する一方的な措置が取られたことで、WTOは危機的状況に直面することになりました。このような機能不全の背景には、「全会一致制」というWTOの意思決定方法があります。現在、WTOには166の国・地域が加盟しており、それぞれ経済発展段階や産業構造が大きく異なる中で全会一致を実現するのは極めて困難です。

こうした状況を受け、WTO全体での合意形成が難しい中、同じ価値観を共有する国々による協力の枠組みの設立が活発化しています。貿易ルールの構築や自由化に関しては、地域貿易協定(RTA)や複数国間合意(PA)が進められ、紛争処理については多国間暫定上訴仲裁取決め(MPIA)が設立されました。

RTAには「自由貿易協定(FTA)」と「関税同盟(CU)」が含まれます。いずれも加盟国間の関税を撤廃し加盟国からの輸入に対しては市場を完全に開放しますが、FTAでは各国が非加盟国からの輸入に対しては独自の関税制度を維持できるのに対し、CUではすべての加盟国が共通の関税率を適用します。GATT・WTOに通報されたRTAの約9割がFTAであり、特にアジア太平洋地域ではほとんどがFTAです。

日本は現在、24の国・地域と21のFTAを発効または署名しており、これらの相手国との貿易は日本全体の貿易の約8割を占めています。その中でも、国際的な貿易ルール構築に大きく貢献しているのが、CPTPP(包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定)とRCEP(地域的な包括的経済連携協定)です。

APECに属する一部エコノミーをメンバーとしてアメリカが主導的に交渉を進めてTPP(環太平洋パートナーシップ)が締結されたのですが、トランプ大統領によってアメリカが離脱したことで発効しませんでした。そこで日本が中心となってオーストラリアやシンガポールなど残ったメンバーで再交渉し、CPTPP

として発効させました。現在はイギリスも加盟しています。この協定は、投資、知的財産、電子商取引、国有企業、労働、環境など幅広い分野をカバーし、高い自由化水準を特徴としています。関税については、原則として一定期間後にすべての加盟国からの輸入に対して撤廃することが求められます。

一方、RCEP は ASEAN10 か国に日中韓、オーストラリア、ニュージーランドを加えた 15 か国による FTA であり、交渉にはインドも参加していましたが、最終段階で離脱しました。RCEP 加盟国は、世界の人口、GDP、貿易のそれぞれ約 30%を占める巨大な枠組みです。ただし、CPTPP と比較するとカバーする分野や自由化率の面で課題があり、今後アップグレードが求められています。

RTA が比較的少数のメンバーで包括的なルールを定めるのに対し、PA(複数国間合意)は特定のテーマに多くの国が関心を持って参加する形式です。2017 年には、志を同じくする WTO 加盟国が「共同声明イニシアチブ(JSI)」を立ち上げました。これはすべての WTO 加盟国に開かれており、現在、電子商取引、投資円滑化、サービスの国内規制、中小企業支援などをテーマとした JSI に、各々、約 100 の国が参加しています。

また、WTO の紛争処理制度が機能不全に陥る中で、EU、カナダ、オーストラリアなどは 2020 年に「多国間暫定上訴仲裁取決め(MPIA)」を創設しました。この枠組みでは、加盟国間で紛争が発生した際、仲裁によって解決することが合意されています。現在、日本や中国を含む 56 か国が参加していますが、アメリカや韓国は参加していません。

今後、日本は FTA の推進、特に CPTPP・RCEP の拡大やアップグレード、PA の推進、さらには MPIA の活用と参加国の拡大を通じて、貿易ルールに基づく自由で開かれた安定的な貿易体制の再構築に主体的に貢献していくことが求められています。その際、EU、オーストラリア、韓国、インドネシアなどのミドルパワー国家との連携が重要となります。

豊田: 渡邊先生に伺います。中国の産業政策に係る規模の規律付けという、先ほどから言われている問題ですけれども、米国の WTO 違反の恐れの大きい一方的な関税賦課などについて、WTO の機能不全にあるとき、どうしたらよろしいのでしょうか。G7 や G20 で主張を取りまとめたらいいいということなのでしょうか。WTO が機能しない中で、新しい規律付けをどうしていくかという質問です。

渡邊: ルールが機能不全のときは、政治的イニシアチブしかありません。その上で有効なイニシアチブは、やはり G7 なのかもしれません。G20 はある意味で規模が大きすぎて、新しいルールをつくることはできないかもしれません。さらに今はアメリカと中国が対立の当事者になっています。そうすると、ルールをつくるのはアメリカでも中国でもない国、さらにそうしたルールの有効性を分析して提案する能力がある国となると、やはり欧州と日本、それからオーストラリア、カナダ辺りにならざるを得ません。

ですから、こうした国が自国の国益だけではなく、国際ルールをより公平なものにするための知恵を絞って提案し、米国と中国に交渉の場に座らせるという、かなり重たい仕事をやる責任がありますし、それを日本がやらないと誰もやらないことになると思います。これはできないと思ってもやらなければいけないことだと私は思います。

豊田: よく分かりました。今度は森田さんに伺いたいと思います。地政学リスクを乗り越えるべく、さまざまな FTA、RTA を結ぶのが経団連のお考えだと伺っています。米国が混乱している間、例えば、メルコスール、湾岸諸国、アフリカとの FTA、RTA を優先して結んでいくというようなお考えはいかがでしょうか。

森田:まさにそういうことです。まず、日本は自由貿易の旗手となれるのかという点に関し、渡邊先生がおっしゃるとおり、日本が旗手にならないといけないと思います。その際、重要なツールとして CPTPP があります。CPTPP はご案内のとおり、アメリカが TPP を離脱した後、日本が交渉を取りまとめており、まさに日本の外交資産です。したがって、CPTPP レベルアップを図る、また、加入国を拡大していくことが、日本が自由貿易の旗手になるためにも尽力すべき点であると思います。先ほどインドネシアの加入の話をしました。この他に、まだ手を挙げていませんけれども、隣国である韓国の加入が期待されます。タイの経済界も CPTPP への加入を希望しています。これらの国がハイレベルな CPTPP に加入できるように支援していくことが求められるかと思います。

豊田会長がおっしゃったように、メルコスールや湾岸諸国などとの EPA 締結も重要だと思います。世界地図を見れば明らかですが、メルコスールや湾岸諸国は、現在、日本にとって残された EPA/FTA の空白地帯であり、空白を埋めることが重要です。

まずメルコスールについて、食料安全保障、また、鉄鉱石などの鉱物資源の確保の観点から連携が重要です。鉱物資源開発や農業分野への投資を促進する観点からも、EPA を通じた投資の自由化・保護が求められると思います。特にブラジルに関しては、外資制限やローカルコンテンツ要求、送金の規制など、投資分野の規制が多いので、EPA を通じてこれらの障壁を解消することで、日本からブラジルへの投資も増えると思います。例えば日本企業がブラジルで農業分野、あるいはその周辺インフラに投資をする、そしてブラジルで大豆やサトウキビを使ってバイオ燃料を生産する。そうすれば日本が得意とするハイブリッド自動車の普及にもつながります。このように環境の観点からも、日本とメルコスールの連携は重要であると考えます。

湾岸諸国については、資源確保の観点から重要です。同時に、現在、湾岸諸国は脱石油依存を強く意識して投資を誘致していますので、EPA/FTA があることで、グリーンやデジタルの分野で湾岸諸国への投資を円滑化していくことも重要だと思います。湾岸諸国は、既に韓国との FTA が合意に至っています。日本もそれに劣後しないよう対応することが重要だと思います。

最後にアフリカです。まず、アフリカについては日本から若干遠いことと、まだビジネス環境が良くないということで、FTA をいきなりやるよりは、まず、コアとなる国との投資協定を実現していくことが重要だと思います。現在日本は、エチオピア、タンザニア、ナイジェリア、セネガルなど、アフリカのコアとなる国と投資協定交渉を行っています。まずはこれらを妥結させることが重要ではないかと思います。EPA/FTA を締結するとしたら、例えば日本企業が集積している拠点である南アフリカ、ヨーロッパへのアクセスが良いモロッコなどが候補国であり、将来(極めて近い将来)、交渉を立ち上げるべきです。

豊田:森田さんに、一点、お伺いします。CPTPP が日本の外交遺産であるとおっしゃったのは、私もそのとおりだと思います。

進め方の話ですけれども、具体的に中国やアメリカに対して何か言うときに、日本だけが言ってもなかなか言うことを聞いてくれないでしょうし、むしろチームとして、CP TPP に何らかの形で EU にも連携してもらって、非常に大きな塊として、それに入ろうとしている中国が加盟要件を充たすように説得する。まだアメリカは入ると言っていないかもしれませんが、入らないではいられないような魅力のあるものをつくるという、CP TPP を一つの外交遺産として膨らませていくというのが、やり方として現実的かと思いますが、その点はいかがですか。

森田:豊田会長がおっしゃるとおり、まずは EU との連携が絶対に必要だと思います。これまで EU はそ

れほど CPTPP に対して関心がなかったと見受けられますが、ここに来て大きな関心を示しています。まず、フォンデアライエン欧州委員長が CP TPP との連携についてはっきり言及していますし、加盟国ではデンマークが CPTPP との連携を模索していると承知しています。このチャンスを絶対に逃してはいけないと思います。

ただし、実際にやってみると意外と難しい面があると思います。CPTPP の加入国と EU とで考え方の違いが若干あると思います。デジタルの分野では、CPTPP が「信頼ある自由なデータ流通」(DFFT)を前面に打ち出している半面、EU はどちらかというと個人データの保護に重点を置いています。また、投資についても CPTPP は自由な投資が原則ですし、投資紛争解決についても ISDS (Investor-State Dispute Settlement) が入っています。それに対して EU は、もちろん投資は原則的には自由ですが、中国やロシアの影響もあり、どちらかというと投資スクリーニングに重きを置いているように見受けられます。また、EU は ISDS の導入については反対の立場です。このように具体的に連携する段階では、考え方の違いが出てくると思いますが、ただ、やはり自由な貿易投資を志向している点では、CPTPP も EU も同じです。絶対このチャンスを逃がさずに、連携していくべきです。

物理的リスクとサイバーリスク

豊田:最後の質問に入りたいと思います。物理的リスク、サイバーリスクについてです。この二つのリスクもサプライチェーンに係る深刻なリスクです。お一人ずつ、これは忘れてはならないとお考えになるリスクを一つ選んでお話しいただけますか。対策についてもお話しいただけるとありがたいと思います。まず渡邊先生から。

渡邊:私はどちらも本当の意味であり専門ではないので、十分に建設的なことを申し上げられるかどうかやや不安ですが、サイバー攻撃を含むデジタルに関するルールづくりは、今、どこの国もある意味で構築中のところがあります。

先ほどお話に出てきたデータの自由流通をどの程度にするかということと、個人のプライバシーのバランスというものは、どこの国も手探りの部分があります。そうしたことに關しては、サイバー攻撃のような意図的な犯罪も含めて、どのような規律付けで防いでいくのかということを積極的に議論していくことが必要です。

その場においては、やはり中国をきちっと交渉の中に入れて、かつ、中国自身もデジタルに關してのルール構築を実行中ですし、中国においても、個人情報保護は社会の要請で一定程度進んでいますので、そうしたことですり合わせをし、妥協点を見つけ、はっきりとした政治的な意図による威圧的な行為に關しては、しっかりした規律付けをして、ということが可能なように、ルールづくりを理由にしたコミュニケーションを取っていくことが必要ではないかと思います。

豊田:森田さんはいかがですか。

森田:私はサイバーのリスクのほうに焦点を当てたいと思います。いわゆるサイバー空間上のダイレクトアクセスという形で、ある国の情報当局がサイバー空間を通じて他国に存在するサーバーに侵入して情報を入手するという行為です。ある国の当局がどこかの国のサーバーに入り込んで、そこに存在するデータを完全に持ち出してしまう、あるいは、そのデータを破壊する場合、国家主権の侵害であり国際

法違法行為に該当します。「タリンマニユアル」も、そのような行為を明示的に禁止しています。しかし実際には、ある国の当局が外国に存在するサーバーに侵入して情報を入手するけれども、その情報を破壊すわけでもないし、それがいつ見られたのかも分からないというような場合が多いと思います。そのような場合は、自分の身は自分で守るしかないと思います。暗号技術の向上など、自己防衛のための技術開発が重要かと思います。

片や、そのような無秩序な形でダイレクトアクセスが行われる状況はよくないので、何らかのルールづくりは必要かと思います。先ほど渡邊先生がおっしゃったように、中国も巻き込みながらというのがポイントだと思います。必ずしも価値観を共有しない国を巻き込みながら、最低限のルールづくりをすべきだと思います。しかし、価値観を共有しない国に対して「あなた、データを抜き取りましたよね」と言っても「はい」とは絶対に言いません。ですから、最低限のルールは必要だけれども、データを抜き取られないよう暗号技術を向上させ、自分の身は自分で守ること尽きると思います。

浦田: 私もお二人と同様に、サイバーリスクに強い関心を持っています。サイバーリスクは国家、企業、個人など広範な対象に影響を及ぼし、それぞれに深刻な問題を引き起こします。中でも、国家を標的としたサイバー攻撃は、経済、社会、そして国家安全保障に多大な影響を及ぼす重大な脅威です。

国家を標的としたサイバー攻撃の例としては、電力、ガス、交通、医療、通信といった重要インフラへの攻撃、防衛機密や外交文書、マイナンバーなどの個人情報を含む政府関連情報の窃取、選挙システムへの侵入や SNS を利用した世論操作による選挙・民主主義への干渉、さらには IT 機器やソフトウェアのサプライチェーンに潜むバックドアやマルウェアによるサプライチェーンの混乱などが挙げられます。

中でも、最近では航空会社がサイバー攻撃を受け、予約・運航システムに障害が発生し、大きな混乱を招いたことは記憶に新しいところです。

こうしたサイバーリスクに対処するためには、サイバーセキュリティに関する法制度の整備・強化や、国際連携の推進、特に同盟国であるアメリカとの情報共有を含む協力体制の構築が不可欠です。また、官民の連携による対応強化やサイバー攻撃に対する訓練も重要です。さらに、サイバーセキュリティを専門とする人材の育成も喫緊の課題です。

豊田 大変広範な議論をありがとうございました。

(了)